

# 読売書法会 会則

## 第1章 総則

第1条 本会は「読売書法会」という。

第2条 本会の事務局は読売新聞東京本社事業局(東京都千代田区大手町1-7-1)内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本会は書の普及と育成を図り、あわせて伝統的な芸術、文化の向上と国際交流に資することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 毎年、定期的に全国を対象とする公募展(読売書法展)を開催する
2. 書の育成、発展にかかわる事業を行う
3. 書を通じて国内外の有識者との交流を進める
4. その他、前条の目的達成のために必要な事業

## 第3章 組織

第5条 本会は全国の書家、有識者および読売新聞東京本社をもって組織する。

## 第4章 役員

第6条 本会には次の役員を置くことができる。

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 1. 名誉会長 | 6. 名誉会員  | 11. 参与  |
| 2. 会長   | 7. 常任総務  | 12. 理事  |
| 3. 最高顧問 | 8. 参事    | 13. 幹事  |
| 4. 特別顧問 | 9. 常任理事  | 14. 評議員 |
| 5. 顧問   | 10. 賛助会員 |         |

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

第8条 公募展など書展事業の企画・運営は、執行役員会および当該年度の企画委員会などがこれに当たる。

## 第5章 会議

第9条 本会の会議は、最高幹部会議および執行役員会、当該年度企画委員会などとする。

第10条 最高幹部会議および執行役員会、当該年度企画委員会は、第4条に掲げる主要な事項を審議する。

## 第6章 会計

第11条 本会の経費は協賛金、出品料および読売新聞東京本社の助成金をもって賄う。